

浜田市障がい福祉計画（第 6 期） 浜田市障がい児福祉計画（第 2 期）

計画期間：令和3年度(2021 年度)～令和5年度(2023 年度)

(案)

■ 目 次 ■

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
(1) 組織体制	3
(2) 関係団体調査	4
5 本計画策定にあたっての主なポイント	4
第 2 章 障がいのある人等の状況	5
1 人口の推移	5
2 身体障がい	6
(1) 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移	6
(2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移	6
(3) 身体障害者手帳所持者数の種類別推移	7
3 知的障がい	8
(1) 療育手帳所持者数の年齢別推移	8
(2) 療育手帳所持者数の障がいの程度別推移	8
4 精神障がい	9
第 3 章 障がい福祉計画（第 6 期）	10
1 令和 5 年度（2023 年度）に向けた目標値	10
(1) 施設入所者の地域生活移行	10
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	12
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	12
(5) 相談支援体制の充実・強化	14
(6) 障がい福祉サービス等の質の向上	15
2 第 5 期計画の実績と課題	16
(1) 訪問系サービス	16
(2) 日中活動系サービス	16
(3) 居住系サービス	18
(4) 相談支援	19
(5) 地域生活支援事業	20

3	障がい福祉サービスの第6期見込量及び確保方策	26
(1)	訪問系サービス	26
(2)	日中活動系サービス	27
(3)	居住系サービス	29
(4)	相談支援	30
4	地域生活支援事業の第6期見込量及び確保方策	31
5	障がい福祉に関する取組	33
(1)	依存症対策の推進	33
(2)	発達障がい者等への支援	33
(3)	障がい者の文化芸術活動の推進	34
(4)	障がい福祉人材の確保	35
第4章	障がい児福祉計画（第2期）	36
1	令和5年度（2023年度）に向けた目標値	36
(1)	障がい児支援の提供体制の整備等	36
2	第1期計画の実績と課題	37
(1)	障がい児通所支援等	37
3	障がい児通所支援等の第2期見込量及び確保方策	38
第5章	計画の推進体制	40
1	計画の進捗管理	40
2	市民参画の推進	40
3	関係機関の連携	41

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成26年（2014年）2月に「障害者の権利に関する条約」が発効となりました。条約の批准に向けて国内法の整備が進められ、平成23年（2011年）8月に改正された「障害者基本法」では障がい者の定義が見直されました。平成25年（2013年）4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）ではその理念として「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」とうたっています。

平成30年（2018年）4月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られています。

「浜田市障がい福祉計画（第6期）・浜田市障がい児福祉計画（第2期）」（以下「本計画」という。）は、これらの法制度の変更を踏まえながら、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」、「地域生活支援事業」、「障がい児通所支援」が計画的に提供されるよう、令和5年度（2023年度）における障がい福祉サービス等に関する数値目標を設定し、各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めます。

浜田市における「障害」表記の取扱いについて

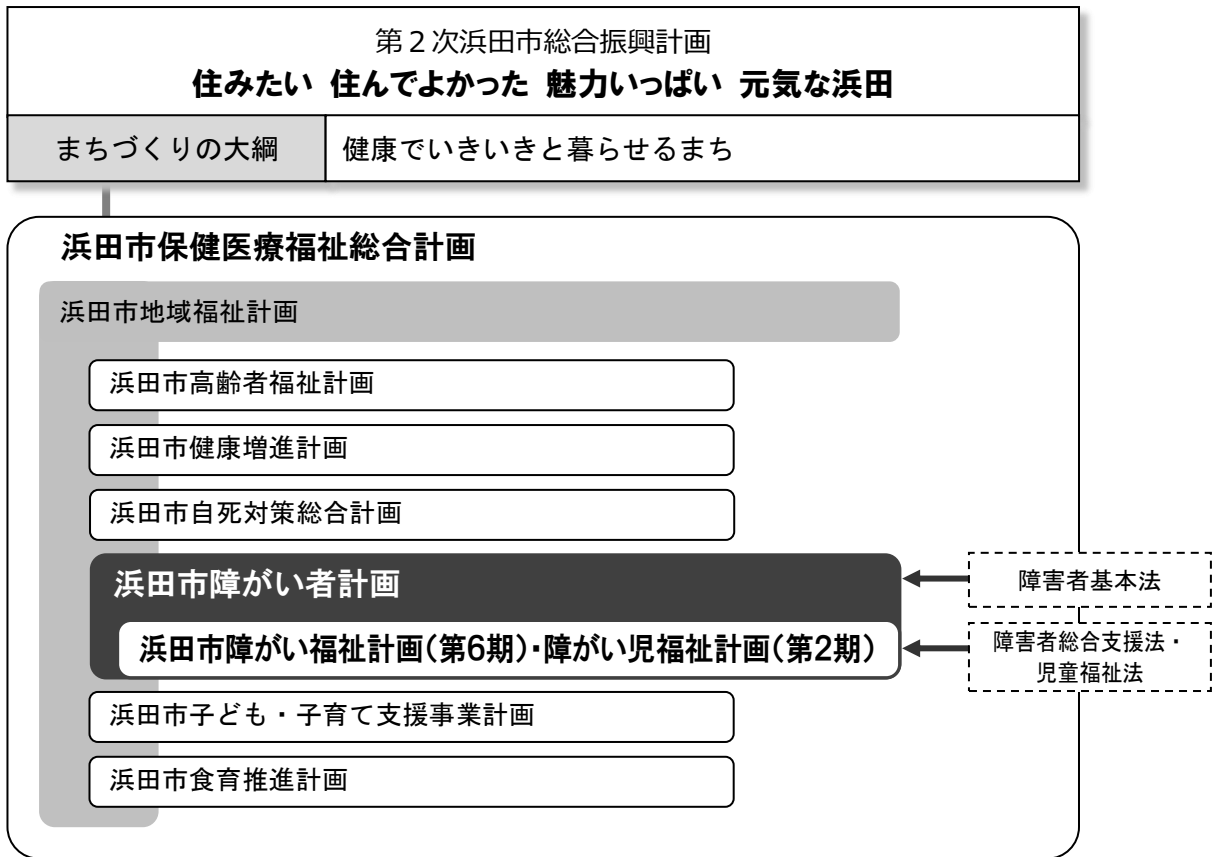
- 原則として、「障がい」とひらがな表記にしています。
なお、法令及び団体施設等の固有名詞等については、「障害」と表記しています。
- 平成23年（2011年）4月1日以降浜田市が作成する公文書を対象としており、本計画についても上記の取扱いにより表記しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の2計画を一体としたものです。

また、「浜田市総合振興計画」に基づく「浜田市保健医療福祉総合計画」を上位計画とし、「浜田市地域福祉計画」、「浜田市健康増進計画」等各種計画との整合を図りながら、障がい者・児のサービスの提供体制の確保や推進のための基本となる計画です。

策定にあたっては、国の定める基本指針（平成18年（2006年）厚生労働省告示第395号：令和2年（2020年）改正）（以下「国基本指針」という。）を踏まえ、浜田市保健医療福祉協議会の障がい者福祉専門部会、浜田圏域自立支援協議会、関係者団体の意見を反映し、「浜田市障がい者計画」との調和を図りました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間で、令和5年度（2023年度）に見直しを行い、令和6年度（2024年度）からの第7期計画を定めます。

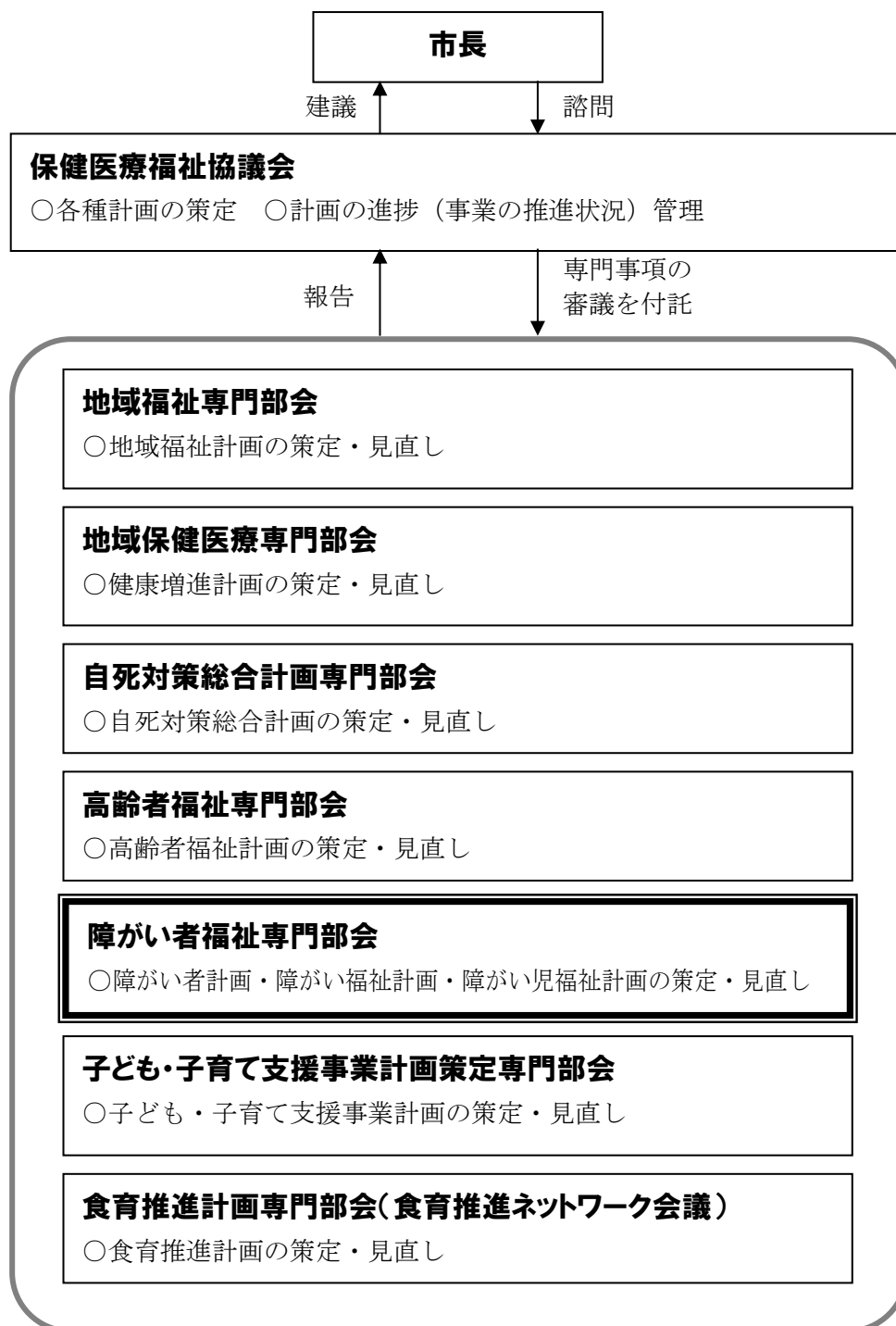
なお、本計画については、年1回以上、数値目標等の実績を把握・分析・評価を行い、必要に応じ計画変更等の措置を取ることとします。また、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するためにも、必要に応じて見直しを行います。

H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
障がい者計画					次期計画			
障がい福祉計画(第5期) 障がい児福祉計画(第1期)			障がい福祉計画(第6期) 障がい児福祉計画(第2期)			次期計画		

4 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉総合計画を策定することとしており、本計画は障がい者福祉専門部会及び浜田圏域自立支援協議会において審議を行いました。また、関係部局及び島根県とも連携、調整を図りながら計画を策定しました。



（２）関係団体調査

障がいのある人の支援をしている障がい福祉サービス事業者及び相談支援事業所等の各種関係機関から、障がいのある人のサービス利用状況や生活実態等の課題を把握する目的で関係団体調査を実施しました。

調査対象	障がい福祉サービス事業者をはじめ、障がいのある人を支援している関係機関等
調査方法	市内サービス提供事業所等への調査票郵送による配布回収
調査時期	令和２年（２０２０年）１０月～１１月
配布数及び回収数	配布先：８９　回収数：７０　（回収率：７８．７％）

５ 本計画策定にあたっての主なポイント

本計画の策定にあたり、国から示された基本指針の主なポイントは次のとおりです。

■第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

１．基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障がい者等支援の一層の充実
- 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障がい者の社会参加を支える取組
- 障がい福祉サービス等の質の向上
- 障がい福祉人材の確保

２．成果目標に関する事項

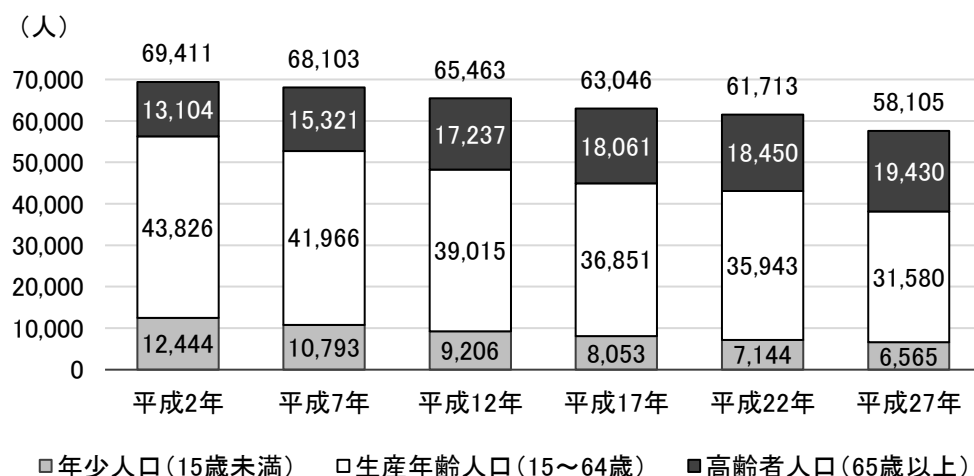
- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児支援の提供体制の整備等
- 相談支援体制の充実・強化等【新規】
- 障がい福祉サービス等の質の向上【新規】

第2章 障がいのある人等の状況

1 人口の推移

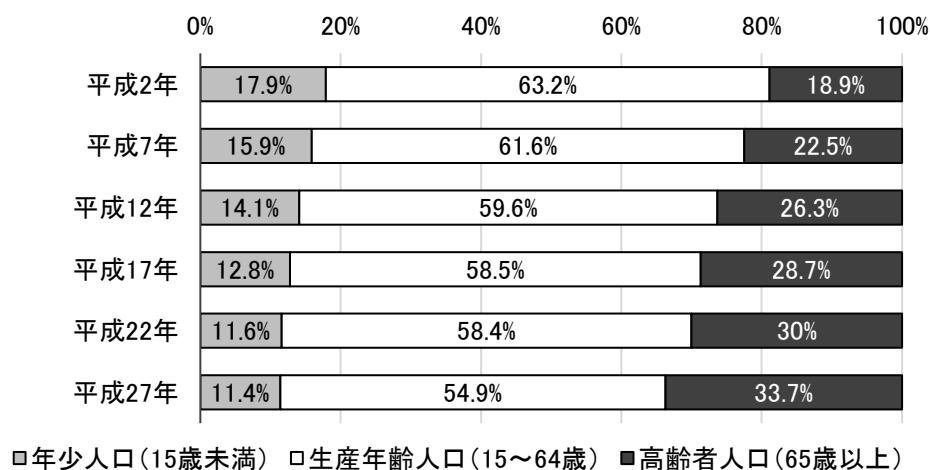
総人口は平成2年（1990年）以降、年々減少しています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

■総人口等の推移



資料：国勢調査
※総人口は年齢不詳を含む

■年齢3区分別人口構成比の推移



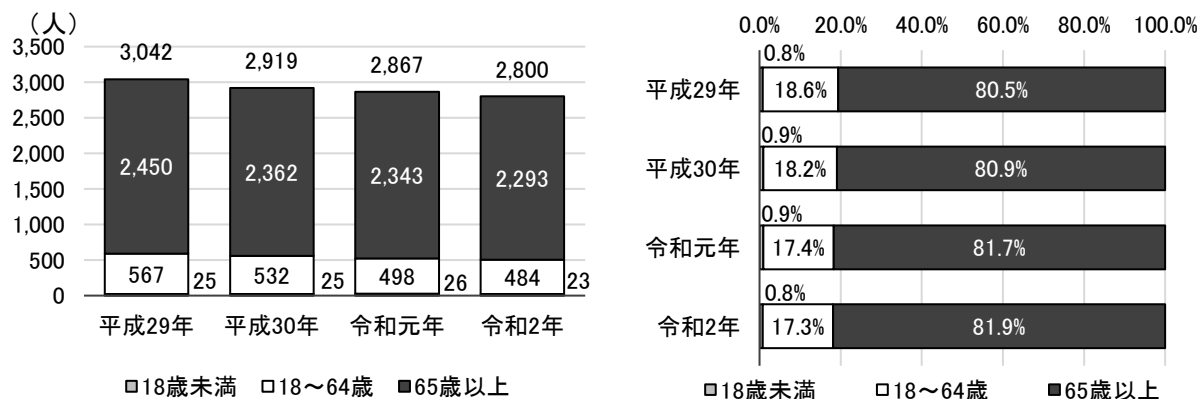
資料：国勢調査

2 身体障がい

(1) 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。構成比をみると、65歳以上の所持者の割合は微増しており、8割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移（年齢別）

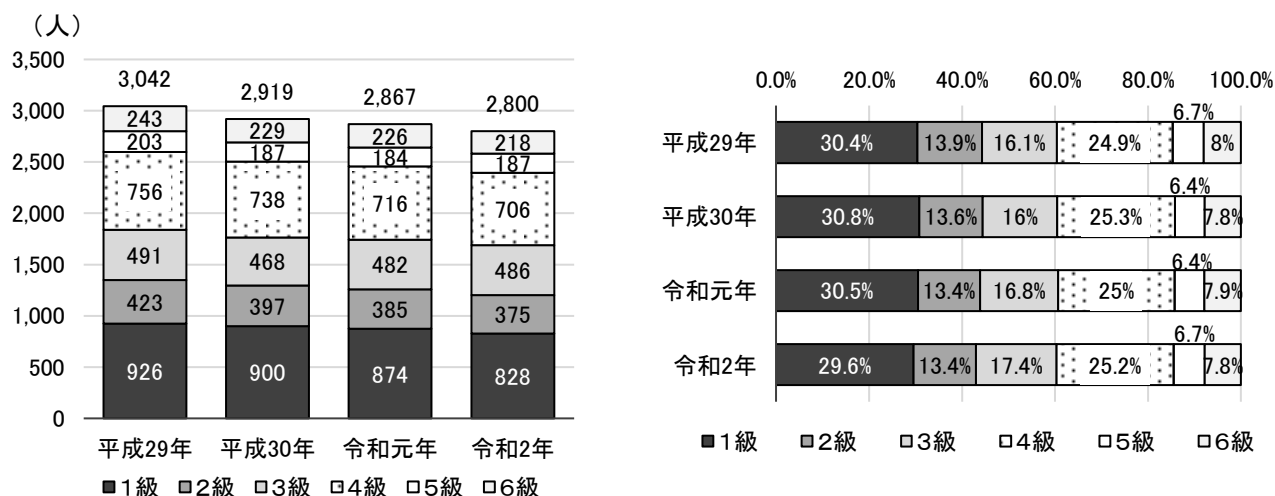


身体障がい、知的障がい、精神障がい者に関するデータの出典は、
すべて「島根県立心と体の相談センター業務概要」（各年3月末現在）となっています。

(2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

すべての等級で減少傾向がみられます。構成比をみると、1級、2級を合わせた重度の割合が令和2年では43%となっています。

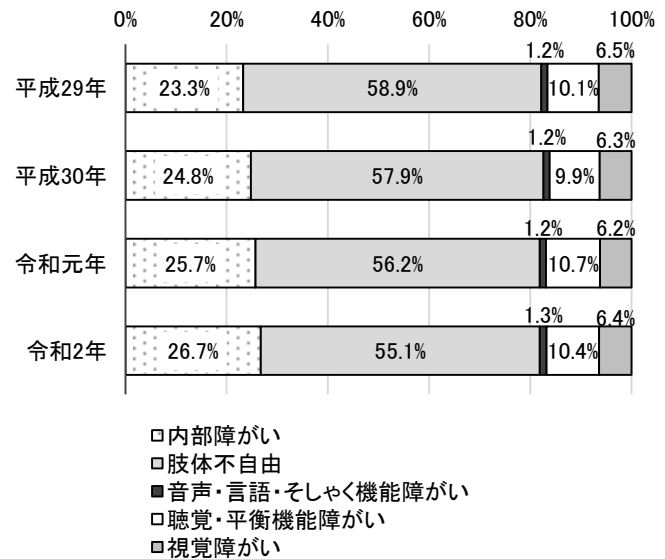
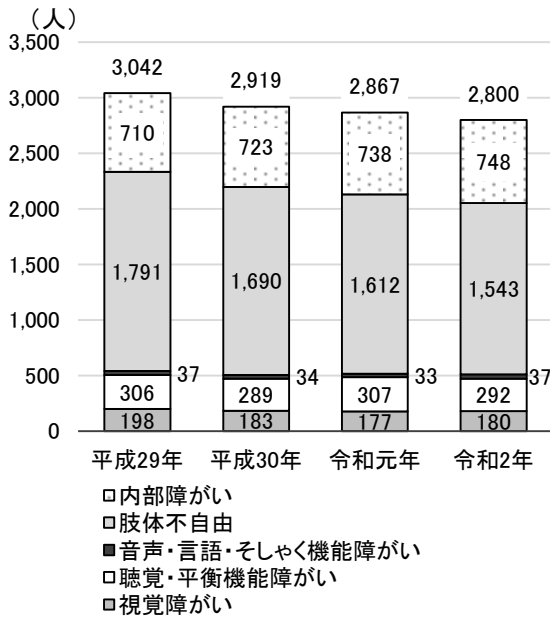
■身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移（等級別）



(3) 身体障害者手帳所持者数の種類別推移

内部障がいが増加傾向にあり、音声・言語・そしゃく機能障がいと聴覚・平衡機能障がいはほぼ横ばい、肢体不自由と視覚障がいは減少傾向となっています。構成比をみると、肢体不自由は微減がみられながらも5割超と高く、次いで内部障がいが増加しており、令和2年では26.7%となっています。

■障がいの種類別人数及び構成比の推移

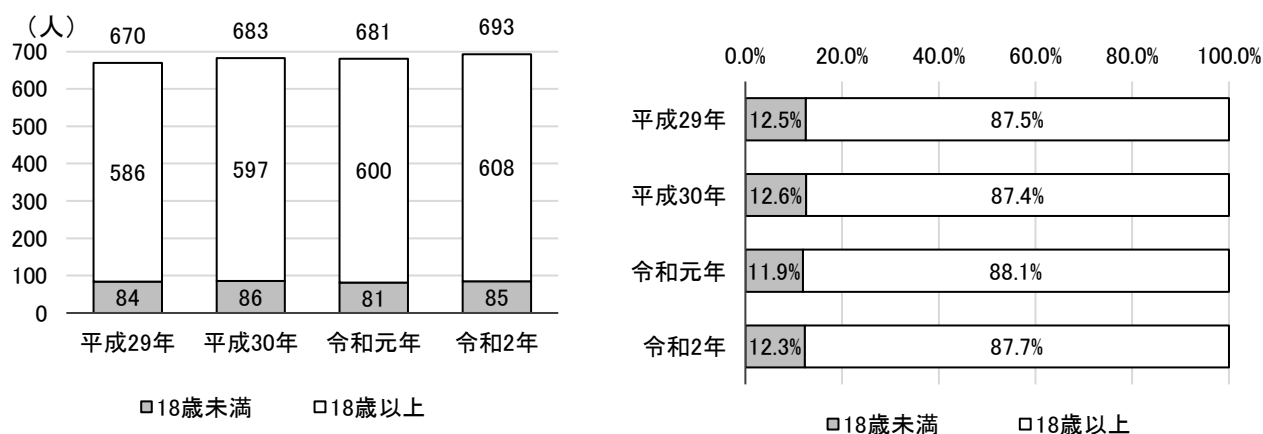


3 知的障がい

(1) 療育手帳所持者数の年齢別推移

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。構成比をみると、18歳以上所持者が8割以上を占めており、18歳未満は1割程度で推移しています。

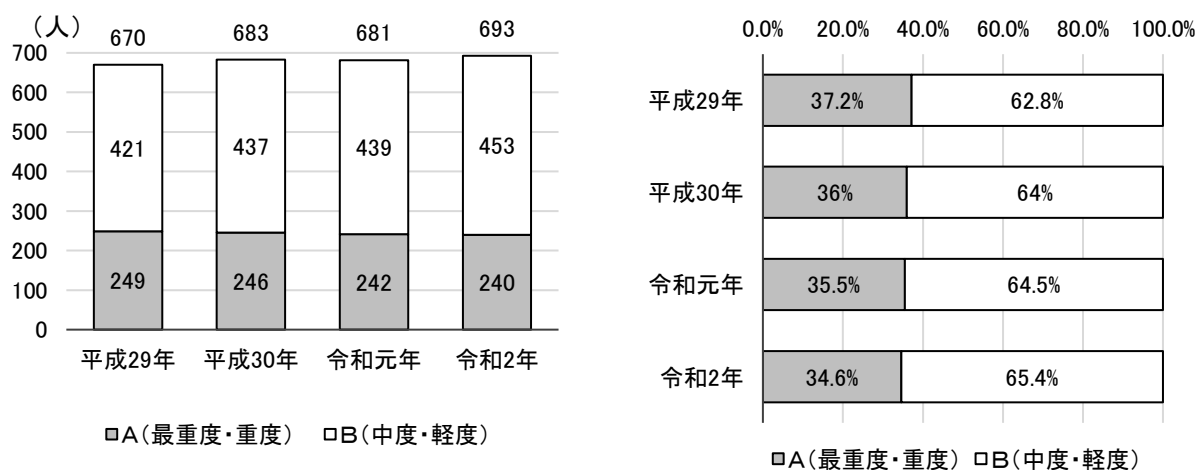
■療育手帳所持者数及び構成比の推移（年齢別）



(2) 療育手帳所持者数の障がいの程度別推移

B（中度・軽度）は増加しています。構成比をみると、B（中度・軽度）の微増がみられ、令和2年ではB（中度・軽度）が65.4%、A（最重度・重度）が34.6%となっています。

■療育手帳所持者数及び構成比の推移（障がいの程度別）

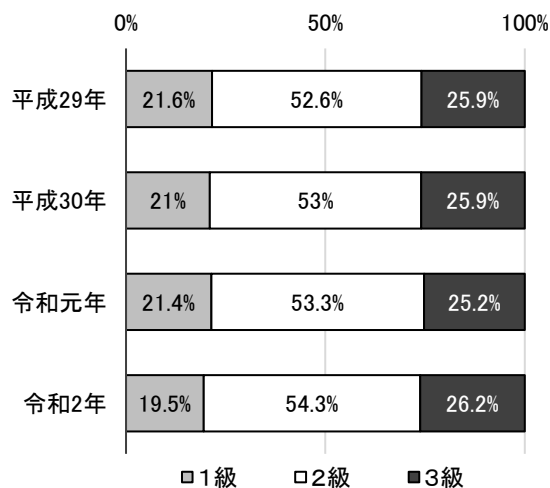
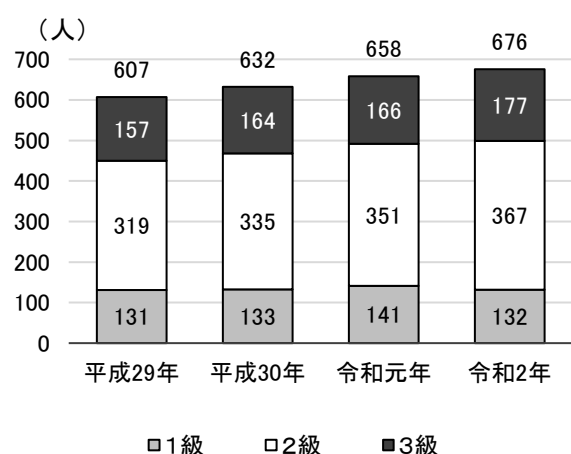


4 精神障がい

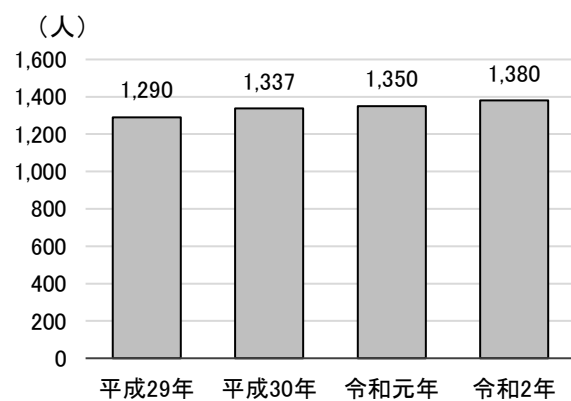
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。構成比をみると、それぞれほぼ横ばいで推移していますが、2 級と 3 級を合わせた割合は僅かに増加しています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数についても増加傾向がみられ、令和 2 年では 1,380 人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比の推移（等級別）



■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



第3章

障がい福祉計画（第6期）

1 令和5年度（2023年度）に向けた目標値

（1）施設入所者の地域生活移行

国基本指針の定める目標値

- 施設入所者数（令和元年度末時点）の6%以上が地域生活へ移行する。
- 施設入所者数（令和元年度末時点）の1.6%以上を削減する。

本計画での目標

項目	数値	考え方
令和元年度（2019年度）末の施設入所者数（a）	102人	令和2年（2020年）3月31日時点の施設入所者
目標年度入所者数（b）	100人	令和5年度（2023年度）末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込（a-b）	2人（2.0%）	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	6人（5.9%）	施設入所からグループホーム等への地域移行する者の数

目標達成に向けた取組

- 施設入所者がそれぞれの希望する暮らし方を相談支援等によって明らかにし、地域生活への移行や施設入所支援の継続など個人に合った支援へつなげます。
- 福祉施設から地域生活への移行を支援するため、地域生活を希望する人に対して、自立訓練（生活訓練）や自立生活援助等のサービスを提供します。
- 地域の生活の場として必要となる共同生活援助（グループホーム）等については、社会福祉法人等に対して必要な支援を行い、設置を推進します。
- 地域生活への移行後も、日常生活を維持・継続できるように支援するため、訪問系サービスや日中活動系サービス等への事業者の参入促進を図り、サービスの量と質の確保及び地域活動支援センター等の機能強化を促進します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国基本指針の定める目標値

都道府県が設定する目標値を参考に掲載する。この目標値達成に向け、市町村では地域での関係者による協議の場を設け、精神障がい者への支援の充実を図る。

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。【新規】
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、未満）の設定。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

本計画での目標

項目	数値	考え方
【目標値】 地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	1 か所	令和5年度末までに設置

目標達成に向けた取組

○浜田圏域自立支援協議会では、「権利擁護部会」、「就労支援部会」、「居住支援部会」を設置しており、相談に対して個別ケア会議を開催し、個別の課題や必要な支援策について協議、検討を行っています。こうした機能を活用し、精神障がいのある人にも対応した連携協議が図れる体制の構築を行い、支援の充実をめざします。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国基本指針の定める目標値

- 地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討する。

本計画での目標

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の確保	1 か所	地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域で少なくとも1つ確保
【目標値】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	1 回／年	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証・検討

目標達成に向けた取組

- 本市に所在する、地域相談支援を併設する共同生活援助や障がい者支援施設の現況、市在住者の地域生活への移行を勘案し、必要な機能の整備を図ります。
- 地域生活支援拠点の機能の充実を図るため、各年に1回、運用状況の検証及び検討を実施します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国基本指針の定める目標値

- 福祉施設から一般就労への移行者数が令和元年度実績の1.27倍以上。
(就労継続支援A型事業：一般就労への移行者数が令和元年度実績の1.26倍以上。
就労継続支援B型事業：一般就労への移行者数が令和元年度実績の1.23倍以上。
就労移行支援事業：1.3倍以上。)
- 一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。
- 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が7割以上。

本計画での目標

■一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和元年度(2019年度)の一般就労移行者数	15 人	令和元年度(2019年度)において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	19 人(1.27 倍)	令和5年度(2023年度)において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

■就労移行支援事業

項目	数値	考え方
令和元年度（2019 年度）の 就労移行支援事業の利用者数	6 人	令和元年度（2019 年度）における就労移行支援 事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の 利用者数	8 人（1.3 倍）	令和5年度（2023 年度）における就労移行支援 事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数

■就労継続支援 A 型※の移行者数

項目	数値	考え方
令和元年度（2019 年度）の 就労継続支援 A 型事業利用者からの 一般就労移行者数	1 人	令和元年度（2019 年度）における就労継続支援 A 型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数
【目標値】 目標年度の就労継続支援 A 型事業利 用者からの一般就労移行者数	2 人（2.0 倍）	令和5年度（2023 年度）における就労継続支援 A 型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数

※就労継続支援 A 型：一般就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の
向上のために必要な訓練を行います。

■就労継続支援 B 型※の移行者数

項目	数値	考え方
令和元年度（2019 年度）の 就労継続支援 B 型事業利用者からの 一般就労移行者数	7 人	令和元年度（2019 年度）における就労継続支援 B 型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数
【目標値】 目標年度の就労継続支援 B 型事業利 用者からの一般就労移行者数	9 人（1.29 倍）	令和5年度（2023 年度）における就労継続支援 B 型事業利用者のうち、一般就労に移行した者の数

※就労継続支援 B 型：一般就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持、向上のために
必要な訓練を行います。

■就労定着支援

項目	数値	考え方
目標年度の福祉施設利用者からの一 般就労移行者数	19 人	令和5年度（2023 年度）において福祉施設を退 所し、一般就労した者の数（P.12 の目標値の再掲）
【目標値】 目標年度の福祉施設利用者からの一 般就労移行者のうち、就労定着支援事 業の利用者数	13 人（68.4%）	令和5年度（2023 年度）において福祉施設を退 所し、一般就労した者のうち、就労定着支援を利用 した者の数
目標年度の就労定着支援事業所のう ち、就労定着率が8割以上の事業者数	1 事業所	令和5年度（2023 年度）の就労定着支援事業所 のうち職場定着率8割以上の事業所数
目標年度の事業所総数	2 事業所	令和5年度（2023 年度）の就労定着支援事業所 総数
【目標値】 目標年度の就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所の割合	50%	令和5年度（2023 年度）の職場定着率8割以上 の就労定着支援事業所の割合

目標達成に向けた取組

- 就労移行支援事業や就労継続支援事業、就労定着支援事業を行う事業所の設置について支援を行い、サービスの基盤整備に努めます。
- 公共職業安定所や事業所と連携し、障害者トライアル雇用奨励金制度等を活用し、本格的な雇用に向けた支援を行います。
- サービス事業者、公共職業安定所、事業所、その他市内の福祉、労働、教育等の関係機関が連携した就労支援ネットワークを推進し、一般就労への移行に向けた支援体制の充実を図ります。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者施設等における官公需の受注拡大を図ります。
- 一般就労した障がいのある人が継続して働けるように、企業等へ障がい及び障がいのある人への理解の促進を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化

国基本指針の定める目標値

- 各市町村又は各圏域に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組は、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

本計画での目標

項目	目標値	考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	1 か所	浜田圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

目標達成に向けた取組

- 障がいのある人やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応できるよう、近隣自治体及び関係機関と連携しながら相談支援体制の整備に取り組みます。
- 障がいの多様化や、複合的な課題を抱えた困難な事例にも対応できるよう、相談支援専門員等の人材育成を促進します。
- さまざまな相談機関との連携を強化し、相談から必要な支援へつなげられる体制の整備に努めます。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

国基本指針の定める目標値

- 市町村は、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障害者総合支援法の具体的内容の理解や障がい福祉サービス等の利用状況の把握及び検証に努め、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

本計画での目標

項目	目標値	考え方
障がい福祉サービスの質の向上に向けた体制の整備	有	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、市職員が研修を受講し、サービス提供機関等と連携していく体制を構築

目標達成に向けた取組

- 障害者総合支援法の具体的内容について、市職員の専門的理解が深まるよう、県が開催する市町村職員向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修の聴講等の参加を促進します。
- 障がい福祉サービス等に係る給付費について請求の過誤を無くし、事務負担の軽減を図るため、自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有することで請求にあたっての注意点を事業所が把握する機会とします。また、事業所に対する指導監査結果については、市と事業所で共有する機会を持ち、適切なサービス提供の促進を図ります。

2 第5期計画の実績と課題

第5期計画の見込量に対する実績及び関係団体調査にみる課題は以下のとおりです。

※令和2年度の実績については、10月末現在における見込み。

(1) 訪問系サービス

単位: 時間/月(月間の利用時間)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	見込量(A)(時間/月)	1,090	1,100	1,110
	実績(B)(時間/月)	1,533	1,548	1,495
	達成率(B/A)(%)	140.6	140.7	134.7
	見込量(A)(人/月)	146	147	148
	実績(B)(人/月)	139	134	125
	達成率(B/A)(%)	95.2	91.2	84.5

【実績概要】

○利用人数の実績は概ね見込み通りとなっています。一方で、1人当たりの利用量の実績は第5期計画期間を通して見込量を上回っています。

【関係団体調査にみる課題】

○訪問系サービスを提供している事業所では、人材の確保及び資質向上が課題という声が多く上がっています。一人当たりの業務量が多く、研修の時間の確保が難しいことや知識やスキルの伝達ができないことなどの課題が指摘されています。

(2) 日中活動系サービス

単位: 人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
生活介護	見込量(A)(人日/月)	4,982	5,060	5,140
	実績(B)(人日/月)	4,583	4,676	4,742
	達成率(B/A)(%)	92.0	92.4	92.3
	見込量(A)(人/月)	275	280	284
	実績(B)(人/月)	259	262	266
	達成率(B/A)(%)	94.2	93.6	93.7
自立訓練(機能訓練)	見込量(A)(人日/月)	20	20	20
	実績(B)(人日/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
	見込量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0

サービスの種類		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
自立訓練(生活訓練)	見込量(A)(人日/月)	77	77	77
	実績(B)(人日/月)	70	60	53
	達成率(B/A)(%)	90.9	77.9	68.8
	見込量(A)(人/月)	5	5	5
	実績(B)(人/月)	5	5	4
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	80.0
宿泊型自立訓練	見込量(A)(人日/月)	20	20	20
	実績(B)(人日/月)	2	27	0
	達成率(B/A)(%)	10.0	135.0	0.0
	見込量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	1	1	0
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	0.0
就労移行支援	見込量(A)(人日/月)	113	118	123
	実績(B)(人日/月)	101	95	111
	達成率(B/A)(%)	89.4	80.5	90.2
	見込量(A)(人/月)	8	8	8
	実績(B)(人/月)	7	7	8
	達成率(B/A)(%)	87.5	87.5	100.0
就労継続支援(A型)	見込量(A)(人日/月)	1,114	1,138	1,163
	実績(B)(人日/月)	1,022	1,097	1,082
	達成率(B/A)(%)	91.7	96.4	93.0
	見込量(A)(人/月)	57	58	60
	実績(B)(人/月)	53	57	56
	達成率(B/A)(%)	93.0	98.3	93.3
就労継続支援(B型)	見込量(A)(人日/月)	3,085	3,115	3,146
	実績(B)(人日/月)	2,874	2,843	2,823
	達成率(B/A)(%)	93.2	91.3	89.7
	見込量(A)(人/月)	160	161	162
	実績(B)(人/月)	165	165	160
	達成率(B/A)(%)	103.1	102.5	98.8
就労定着支援	見込量(A)(人/月)	5	7	9
	実績(B)(人/月)	1	4	6
	達成率(B/A)(%)	20.0	57.1	66.7
療養介護	見込量(A)(人/月)	25	25	25
	実績(B)(人/月)	27	27	28
	達成率(B/A)(%)	108.0	108.0	112.0
短期入所	見込量(A)(人日/月)	325	337	342
	実績(B)(人日/月)	305	240	257
	うち福祉型	253	219	230
	うち医療型	52	21	27
	達成率(B/A)(%)	93.8	71.2	75.1
	見込量(A)(人/月)	46	46	47
	実績(B)(人/月)	47	42	39
	うち福祉型	43	39	37
	うち医療型	4	3	2
	達成率(B/A)(%)	102.2	91.3	83.0

【実績概要】

- 生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型は、見込みを下回るものの、概ね見込みに近い実績となっています。
- 療養介護は、増加傾向で推移し、見込みを上回っています。
- 自立訓練については、機能訓練は圏域にサービス提供事業所がないため利用がなく、生活訓練は利用量が減少傾向で推移しています。
- 宿泊型自立訓練は、圏域にサービス提供事業所がないため見込みを下回っています。
- 就労定着支援は、見込みを下回っていますが、利用人数は増加傾向で推移しています。
- 短期入所は利用人数・利用量ともに、減少傾向で推移し、見込みを大きく下回っています。

【関係団体調査にみる課題】

- 日中活動系サービスを提供する事業所からは、人員の確保と利用者の確保が課題という声が上がっています。また、量的及び質的に希望通りのサービスを提供できないことや、困難事例への対応などについて、難しいと感じている事業所が多くなっています。
- 就労支援では、利用者へ支援を行う際の課題として、障がい者の求人が少ないことや本人の就労意欲の維持、向上があげられています。企業と障がい者本人をつなぐパイプ役や、就労先の拡大が求められています。
- 短期入所について、緊急時に受け入れられる施設や重度の障がい者が利用できる施設があるとういという声が上がっています。

(3) 居住系サービス

単位：人／月（月間の利用人数）

サービスの種類		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
自立生活援助	見込量(A)(人／月)	3	4	5
	実績(B)(人／月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
共同生活援助	見込量(A)(人／月)	114	119	125
	実績(B)(人／月)	116	121	125
	達成率(B/A)(%)	101.8	101.7	100.0
施設入所支援	見込量(A)(人／月)	98	97	96
	実績(B)(人／月)	98	101	101
	達成率(B/A)(%)	100.0	104.1	105.2

【実績概要】

- 自立生活援助は、市内にサービス提供事業所がなく、サービスの利用はありませんでした。
- 共同生活援助、施設入所支援は、概ね見込み通りの実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

- 居住系サービスを提供する事業所からは、人員の確保や質の向上のほか、施設の利用者同士の交流の少なさなどが課題としてあげられています。

(4) 相談支援

単位: 人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
相談支援 (計画相談支援)	見込量(A)(人/月)	116	119	121
	実績(B)(人/月)	145	167	198
	達成率(B/A)(%)	125.0	140.3	163.6
相談支援 (地域移行支援)	見込量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	1	2	2
	達成率(B/A)(%)	100.0	200.0	200.0
相談支援 (地域定着支援)	見込量(A)(人/月)	17	17	17
	実績(B)(人/月)	9	9	11
	達成率(B/A)(%)	52.9	52.9	64.7

※相談支援(計画相談支援)は、計画作成時及びモニタリング時各回を含む。

【実績概要】

○計画相談支援は、第 5 期計画期間を通して見込みを上回っており、増加傾向で推移しています。

○地域移行支援は、令和元年度と令和 2 年度で見込みを上回っています。

○地域定着支援は、第 5 期計画期間を通して見込みを下回っています。

【関係団体調査にみる課題】

○相談支援を行う事業所からは、人員の確保及び職員の資質向上、事務作業量の多さが課題という声が上がっています。特に人員確保及び資質向上については、有資格者が少ないことや研修の機会が少なく、育成が難しいことが理由としてあげられています。

○相談支援においては、内容に関わらず 1 つの窓口で相談できることが特に求められています。

(5) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

単位: 実施の有無

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
広報活動	見込量(A)(回/年)	通年	通年	通年
	実績(B)(回/年)	通年	通年	通年

【実績概要】

○広報活動については、年間を通して実施しています。

【関係団体調査にみる課題】

○理解促進・啓発事業については、障がい者差別解消推進委員会の設置や講演会の実施など、障がい者理解の促進に向けた取組を進めてきました。一方で、住民に対する啓発は十分ではなく、今後は障がい者理解の促進及び啓発活動のより一層の充実が求められています。

② 自発的活動支援事業

単位: か所

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
ピアサポート	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	0	0	0
	B/A(%)	0.0	0.0	0.0
災害対策	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	0	0	0
	B/A(%)	0.0	0.0	0.0
社会活動支援	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	B/A(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○ピアサポート、災害対策については実施希望がありましたが、第5期計画期間を通して事業実施に至りませんでした。

○社会活動支援については、1 か所で実施しています。

③ 相談支援事業

単位: か所、実施の有無

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
障がい者相談支援事業	見込量(A)(か所)	4	4	4
	実績(B)(か所)	4	4	4
	B/A(%)	100.0	100.0	100.0
地域自立支援協議会	見込量(A)(有無)	有	有	有
	実績(B)(有無)	有	有	有

【実績概要】

○障がい者相談支援事業、地域自立支援協議会ともに見込み通りの実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

○相談支援事業については、4か所の事業所に委託して支援を実施しています。相談機関における従事者不足が課題となっており、人材の確保や研修実施による人材育成に取り組むことが必要です。

④ 基幹相談支援センター設置事業

単位: か所

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
機関相談支援センター設置事業	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	B/A(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○基幹相談支援センターは、圏域で1か所設置しています。

⑤ 住宅入居等支援事業

単位: 回/月(月間の実施回数)

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
住宅入居等支援事業 (相談支援)	見込量(A)(回/月)	3	3	3
	実績(B)(回/月)	1	1	1
	B/A(%)	33.3	33.3	33.3

【実績概要】

○住宅入居等支援事業については、住まいのサポートセンターに委託して実施しており、月1回程度の利用実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

○今後は、必要な人へサービスに関する情報が行き渡るように、多様な方法での情報発信を検討する必要があります。

⑥ 意思疎通支援事業

単位：回／月（月間の派遣回数）

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
意思疎通支援事業	見込量(A)(回／月)	35	35	35
	実績(B)(回／月)	36	28	22
	B/A(%)	102.9	80.0	62.9

【実績概要】

○意思疎通支援事業は、減少傾向で推移しており、平成 30 年度は見込みを上回っていましたが、令和元年度及び令和 2 年度には見込みを下回る実績となっています。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

単位：か所、人／年（年間の参加申し込み者数）

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
研修実施見込か所数	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	B/A(%)	100.0	100.0	100.0
研修参加見込者数	見込量(A)(人／年)	20	20	20
	実績(B)(人／年)	11	26	26
	B/A(%)	55.0	130.0	130.0

【実績概要】

○手話奉仕員養成研修は 1 か所で実施しています。参加申し込み者数については、平成 30 年度は見込みを下回っていましたが、令和元年度からは増加し、見込みを上回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

○手話奉仕員養成研修事業への参加者数は、令和元年度と令和 2 年度においては見込みを上回っています。一方で、研修修了後に実際に活動する手話奉仕員の確保が課題となっており、手話奉仕員養成研修修了者への定期的な研修の実施や交流会の実施など、研修終了後も手話奉仕員として活動できるよう取組を進める必要があります。

⑧ 日常生活用具給付等事業

単位: 件/年(年間の給付件数)

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	見込量(A)(件/年)	7	7	7
	実績(B)(件/年)	4	3	0
	B/A(%)	57.1	42.9	0.0
自立生活支援用具	見込量(A)(件/年)	10	10	10
	実績(B)(件/年)	10	7	10
	B/A(%)	100.0	70.0	100.0
在宅療養等支援用具	見込量(A)(件/年)	10	10	10
	実績(B)(件/年)	6	5	8
	B/A(%)	60.0	50.0	80.0
情報・意思疎通支援用具	見込量(A)(件/年)	20	20	20
	実績(B)(件/年)	15	10	12
	B/A(%)	75.0	50.0	60.0
排泄管理支援用具	見込量(A)(件/年)	370	370	370
	実績(B)(件/年)	365	410	442
	B/A(%)	98.6	110.8	119.5
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量(A)(件/年)	3	3	3
	実績(B)(件/年)	3	1	2
	B/A(%)	100.0	33.3	66.7

【実績概要】

○介護・訓練支援用具については、減少傾向がみられます。

○排泄管理支援用具については、増加傾向で令和元年度以降見込みを上回っています。

⑨ 移動支援事業

単位: か所、人/年(年間の利用人数)、時間/年(年間の利用時間)

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
移動支援事業	見込量(A)(か所)	18	18	18
	実績(B)(か所)	15	14	12
	B/A(%)	83.3	77.8	66.7
	見込量(A)(人/年)	90	92	94
	実績(B)(人/年)	80	74	61
	B/A(%)	88.9	80.4	64.9
	見込量(A)(時間/年)	4,232	4,326	4,420
	実績(B)(時間/年)	3,303	2,918	1,951
	B/A(%)	78.0	67.5	44.1

【実績概要】

○実施か所数、利用人数、利用量ともに減少傾向で推移しており、いずれも見込みを下回る実績となっています。令和2年度には、サービスの適正化のため、浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支援事業事業者登録等事務取扱要領を作成しました。

⑩ 地域活動支援センター事業

単位:か所

サービスの種類		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
基礎的事業	見込量(A)(か所)	3	3	3
	実績(B)(か所)	3	3	3
	B/A(%)	100.0	100.0	100.0
うち機能強化事業	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	B/A(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○地域活動支援センター事業における基礎的事業は、第 5 期計画期間を通して 3 か所で実施しており、機能強化事業は 1 か所で実施しています。

【関係団体調査にみる課題】

○地域活動支援センター事業では、困難事例への対応や資金の確保の難しさ等が課題となっています。また、地域活動支援センター事業以外のサービスを利用していない人についても、サービス利用計画を作成できる仕組みづくりが必要であることが指摘されています。

⑪ 日中一時支援事業

単位:か所、人/年(年間の利用人数)

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
日中一時支援事業	見込量(A)(か所)	9	9	9
	実績(B)(か所)	21	19	14
	B/A(%)	233.3	211.1	155.6
	見込量(A)(人/年)	30	30	30
	実績(B)(人/年)	37	44	35
	B/A(%)	123.3	146.7	116.7

【実績概要】

○日中一時支援事業については、第 5 期計画期間を通して実施か所数、利用人数ともに見込量を上回っています。令和 2 年度には、サービスの適正化のため、浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支援事業事業者登録等事務取扱要領を作成しました。

⑫ 成年後見制度利用支援事業

単位：人／年（年間の利用人数）

区分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援 事業	見込量(A)(人／年)	9	9	9
	実績(B)(人／年)	17	22	24
	B/A(%)	188.8	244.4	266.7

【実績概要】

○成年後見制度利用支援事業の実績は、第 5 期計画期間を通して見込みを大きく上回っており、増加傾向で推移しています。

【関係団体調査にみる課題】

○近年は、成年後見制度の認知度が上がり、障がいのある人及びその家族の高齢化が進んだこともあり、申請件数が増加しています。今後は、関係機関と連携して、必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、制度の広報活動を積極的に行うなど、支援の充実を図る必要があります。

3 障がい福祉サービスの第6期見込量及び確保方策

(1) 訪問系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の移動中の介護を行います。
行動援護	重度の知的障がい又は重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や他害、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要し、その必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

◇◆ サービスの見込量 ◆◇

単位：時間/月（月間の利用時間）、人/月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	時間/月	1,498	1,501	1,504
	人/月	126	127	128

実施の方向性

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の日常生活を支えるサービスとして、また地域移行を進める観点でも、その量と質の確保が重要です。

事業者への情報提供等により参入促進を図るほか、従事者に対する研修参加促進など、引き続きサービス提供体制の整備に努めます。研修の実施については、リモートや録画配信の検討など、従事者が参加しやすい工夫を行います。

また、難病患者や高次脳機能障がいのある人の在宅生活について、国や県の施策動向を踏まえ、その支援の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
生活介護	昼間、障がい者支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位：人日/月（月間の延べ利用日数）、人/月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
生活介護	人日/月	4,784	4,825	4,867
	人/月	268	270	272
自立訓練(機能訓練)	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	53	53	53
	人/月	4	4	4
宿泊型自立訓練	人日/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
就労移行支援	人日/月	112	113	114
	人/月	9	9	9

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
就労継続支援 A 型	人日／月	1,105	1,128	1,152
	人／月	57	58	58
就労継続支援 B 型	人日／月	2,832	2,840	2,848
	人／月	161	162	163
就労定着支援	人／月	8	10	11
療養介護	人／月	28	29	30
短期入所(福祉型)	人日／月	233	235	238
	人／月	38	39	40
短期入所(医療型)	人日／月	27	27	27
	人／月	2	2	2

実施の方向性

日中活動系サービスは、障がいのある人の現在の活動を支え、また将来の自立に向けた活動を支援するサービスであり、さまざまな障がい特性や状況に応じたサービスが提供できる体制が必要です。

これまでは、浜田圏域自立支援協議会を通じて、特別支援学校への支援や就労支援などのスキルの向上、日中活動の充実を図るための情報共有、相談機能の強化などを行ってまいりましたが、複数のサービスの相互連携や障がい特性に応じた対応ができるような仕組みづくりができていないことが課題となっています。

今後は、地域生活支援拠点などを活用し、サービスの相互連携を図るとともに、短期入所に係る緊急時の対応や相談支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームから一人暮らしに移行する人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は食事や入浴、排せつの介護を行います。
施設入所支援	日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している人が、自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供します。

◇◆ サービスの見込量 ◆◇

単位：人/月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
自立生活援助	人/月	3	4	5
共同生活援助	人/月	127	130	132
施設入所支援	人/月	101	101	100

実施の方向性

居住系サービスは、障がいのある人及びその家族の高齢化が進む中で、必要十分な量と質の確保が求められます。

グループホームの数は次第に増加しており、施設の入居可能数については確保できつつある一方で、24 時間対応などのニーズには対応できていない現状があります。

今後は、障がい特性に配慮しつつ、利用者のニーズに応えた運営ができるよう、人材の確保及び育成など質の向上に関する支援の取組を進めます。

(4) 相談支援

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人や特別支援学校卒業生等、自らサービス調整できない人などを対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、計画を作成します。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。
地域相談支援 （地域移行支援）	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援などを行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

◇◆ サービスの見込量 ◆◇

単位：人／月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 （2021 年度）	令和4年度 （2022 年度）	令和5年度 （2023 年度）
計画相談支援	人／月	202	206	210
地域相談支援 （地域移行支援）	人／月	2	3	4
地域相談支援 （地域定着支援）	人／月	12	12	13

※計画相談支援は、計画作成時及びモニタリング時各回（モニタリング実施が見込まれるケースのみ）をそれぞれ1人と数えて推計。

実施の方向性

相談支援は、すべての障がい福祉サービス利用者が利用するものであり、その内容は利用者の暮らしに大きくかわかるため、きめ細やかな配慮が求められます。

第5期計画期間を通じて相談支援のニーズは増えてきており、相談支援員の数不足していることや他の事業所と十分に連携ができていないことが課題となっています。

今後は、すべての対象者に対し、適切な相談支援を行えるよう、関係機関とともに相談支援専門員の確保に向けた検討及び高齢者福祉部門も含めた連携体制の整備、相談支援に関する研修会の実施など、量的及び質的に充実した支援を行えるよう取組を進めます。

4 地域生活支援事業の第6期見込量及び確保方策

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行います。
住宅入居等支援事業	施設や病院などから賃貸契約による一般賃貸住宅や公営住宅への入居を希望しているが、さまざまな理由で入居が困難な状況にある人たちの入居及び入居後に必要な支援を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳を設置する事業、点訳等による支援事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通支援等を円滑に実施するため、手話奉仕員を養成するための研修等を行い、人材の確保を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者に対して、日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付又は貸与し、自立した生活を促進します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。 あわせて、地域活動支援センターの機能強化を促進し、障がいのある人の地域における生活支援の促進を図ります。
日中一時支援事業	日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人に、日中における活動の場を提供します。
社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、以下の事業を行います。 ○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○点字・声の広報等発行事業 ○自動車運転免許取得・改造助成事業 ○芸術・文化講座開催等事業 ○生活訓練事業 ○その他社会参加促進事業
成年後見制度利用支援事業	精神・知的障がい等により、自分で十分判断できない人の財産管理やサービス契約等について、後見人等の援助が受けられるよう支援します。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

区分			令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
理解促進研修・啓発事業	広報活動	回/年	通年	通年	通年
自発的活動支援事業	社会活動支援	件/年	1	1	1
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	4	4	4
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有
基幹相談支援センター設置事業		か所	1	1	1
住宅入居等支援事業(相談支援)		回/月	1	1	1
意思疎通支援事業		回/月	30	30	30
手話奉仕員養成研修事業	研修実施見込か所数	か所	1	1	1
	研修参加見込者数	人/年	20	20	20
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
	自立生活支援用具	件/年	10	10	10
	在宅療養等支援用具	件/年	10	10	10
	情報・意思疎通支援用具	件/年	15	15	15
	排泄管理支援用具	件/年	440	450	460
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	3	3	3
移動支援事業	実施見込か所数	か所	12	12	12
	利用見込者数	人/年	65	67	69
	延べ利用見込時間数	時間/年	2,000	2,100	2,200
地域活動支援センター基礎的事業		か所	3	3	3
うち機能強化事業		か所	1	1	1
日中一時支援事業	実施見込か所数	か所	14	14	14
	利用見込者数	人/年	37	39	41
成年後見制度利用支援事業		人/年	24	26	28

実施の方向性

地域生活支援事業については、ニーズの把握及びサービスの周知に努めながら利用促進を図っています。人材の確保及び育成や、連携体制の整備などの取組を進めるとともに、必要に応じて事業の整理や見直しを行い、利用者のニーズに対応できるサービス提供体制づくりを進めます。

5 障がい福祉に関する取組

(1) 依存症対策の推進

依存症は、脳機能の異常によるコントロールの障がいであって、本人の意思や我慢によって解決できるものではありません。また、糖尿病等と同じく、慢性疾患であると言われており、回復のためには継続的な治療や支援が必要です

本市においても依存症に対する誤解及び偏見を解消し、依存症者や家族に対する適切な治療、支援につながるよう依存症対策を推進していく必要があります。

課題解決に向けた方策

- 関係職員に対して、依存症に関する研修を実施します。
- 各種パンフレット等を通じて、依存症対策及び相談機関、医療機関等について市民に広く周知します。
- 保健所等と連携を図りながら、依存症者やその家族を支援します。

(2) 発達障がい者等への支援

国において、「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が平成 28 年に成立し、発達障がいの疑いがある児童の保護者への情報提供を行うことや、相談体制の整備、権利擁護の推進等が進められています。

発達障がいに関しては、教育や就労など、さまざまな場面で周囲からの理解を得られることが重要です。今後も理解促進を図っていく必要があります。

課題解決に向けた方策

- 発達障がいに関して、広報や講習会等を通じて情報発信、啓発を行い、市民の理解促進を図ります。
- 発達障害者支援センターや県と連携し、発達障がい者への支援の充実を図るとともに、発達障がい児の保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施など、家族に対する支援についても支援体制の整備に努めます。

（３）障がい者の文化芸術活動の推進

国において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年に制定され、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが求められています。

さらに、令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に進めていく必要があります。

本市では、さまざまな事業所が障がい者文化芸術活動の機会及び発表の場の確保に取り組んでいます。障がいのある人の積極的な社会参加に向けて、今後も障がい特性に配慮しながら文化芸術活動を推進していく必要があります。

課題解決に向けた方策

- 公共施設等の展示スペースやイベント等で、障がいのある人や障がい者団体等による文化芸術活動の成果を発表できる場の確保に努めます。
- 障がいのある人が、講演会や芸術活動に参加しやすい環境整備に努めるとともに、行事の際には手話ボランティアを派遣するなど、障がいに応じたきめ細かな参加支援を行います。
- 国が策定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、関係機関と連携し、図書館利用に係る体制の整備や視覚障がい者等が利用しやすい書籍（アクセシブルな書籍）の充実、図書館サービス人材の育成などに努めます。
- 島根県障がい者文化芸術活動支援センターが、令和 2 年 7 月に江津市に開所しました。今後は、支援センターとも連携して障がいのある人の文化芸術活動の推進に関する取組を進めます。

（４）障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせてそれらを担う人材の確保が必要です。

関係団体調査では、人材の不足が事業所の最大の課題となっています。福祉に携わる人材の確保に向けて、人材育成のための研修の実施や、学校における福祉教育を通じて障がい福祉サービスに携わることへの関心を育むとともに、就労環境の改善に向け、国等へ要望を行っていくことが必要となっています。

課題解決に向けた方策

- 障がい福祉に携わる職員の専門性を高める研修の実施や多職種間の連携を行い、関係機関とともに人材の確保に努めます。
- 福祉教育の場において、障がい福祉現場のやりがいや魅力を発信し、障がい福祉に係る仕事への関心を育みます。
- 身体障がい者相談員や知的障がい者相談員等について、専門知識の向上のための研修や情報提供を行い、資質の向上を図ります。

第4章

障がい児福祉計画（第2期）

1 令和5年度（2023年度）に向けた目標値

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

国基本指針の定める目標値

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

本計画での目標

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	有	市単独では解決の難しい課題もあるため、圏域の社会資源の活用に向けて今後検討を進めます。
保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	有	この項目は達成済みですが、引き続きサービスの充実に努めます。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有	市単独では解決の難しい課題もあるため、圏域の社会資源の活用に向けて今後検討を進めます。
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の確保	有	関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

目標達成に向けた取組

- 障がい児支援のニーズは高まっており、必要とする子どもがサービスを利用できるように提供体制を整備していくことが求められています。今後も関係機関と連携し、障がいのある子どもの療育や訓練、日中の居場所づくり等の充実に取り組みます。
- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、県の機関と連携の上で設置します。

2 第1期計画の実績と課題

第1期計画の見込量に対する実績と、関係団体調査にみる課題は以下のとおりです。
※令和2年度の実績については、10月末現在における見込み。

(1) 障がい児通所支援等

単位：人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
児童発達支援	見込量(A)(人日/月)	32	32	32
	実績(B)(人日/月)	52	132	123
	達成率(B/A)(%)	162.5	412.5	384.4
	見込量(A)(人/月)	14	14	14
	実績(B)(人/月)	23	30	23
	達成率(B/A)(%)	164.3	214.3	164.3
放課後等デイサービス	見込量(A)(人日/月)	883	983	1,083
	実績(B)(人日/月)	992	1,438	1,857
	達成率(B/A)(%)	112.3	146.3	171.5
	見込量(A)(人/月)	98	108	118
	実績(B)(人/月)	118	155	204
	達成率(B/A)(%)	120.4	143.5	172.9
保育所等訪問支援	見込量(A)(人日/月)	9	10	11
	実績(B)(人日/月)	13	23	20
	達成率(B/A)(%)	144.4	230.0	181.8
	見込量(A)(人/月)	9	10	11
	実績(B)(人/月)	13	23	20
	達成率(B/A)(%)	144.4	230.0	181.8
居宅訪問型児童発達支援	見込量(A)(人日/月)	11	11	11
	実績(B)(人日/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
	見込量(A)(人/月)	5	5	5
	実績(B)(人/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
障がい児相談支援	見込量(A)(人/月)	25	28	31
	実績(B)(人/月)	25	36	53
	達成率(B/A)(%)	100.0	128.6	171.0

【実績概要】

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援については、増加傾向にあり、第1期計画期間を通して見込量を大きく上回っています。
- 居宅訪問型児童発達支援については、圏域にサービス提供事業所の開設がなかったため、実績はありません。

【関係団体調査にみる課題】

- 障がい児支援を行っている事業所からは、個別の支援を行うことの難しさや定員の空きがなくサービス提供ができない場合など、サービスの質及び量の確保を課題とする声が多く上がっています。

3 障がい児通所支援等の第2期見込量及び確保方策

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもへ発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように、計画を作成します。

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位：人日/月（月間の延べ利用日数）、人/月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	人日/月	130	130	130
	人/月	30	30	30
放課後等デイサービス	人日/月	1,957	2,057	2,157
	人/月	214	224	234
保育所等訪問支援	人日/月	22	23	25
	人/月	22	23	25
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	10	10	10
	人/月	5	5	5
障がい児相談支援	人/月	54	56	58

◇◆ 子ども・子育て支援事業計画との連携 ◇◆

単位：人

種別	利用ニーズを 踏まえた必要 な見込量	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
保育所 (※保育所型認定こども園を含む)	22	24	24	24
認定子ども園 (幼保連携型・地方裁量型)	0	0	0	0
幼稚園 (※幼稚園型認定こども園を含む)	1	1	1	1
地域型保育事業所	0	0	0	0
放課後児童クラブ	27	27	29	28

実施の方向性

障がい児支援のニーズは増えてきており、早期からのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実や、教育機関、医療機関などとの連携が求められています。

今後は、関係機関との連携強化に向けてネットワークづくりに取り組むほか、早期発見、早期療育が可能な体制づくりを進めます。

また、これらの事業については「児童福祉法」に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」の方針に則って実施します。障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズを把握し、それぞれの希望に応じて教育・保育施設等を利用できるよう、障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に成長できるよう、浜田市子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

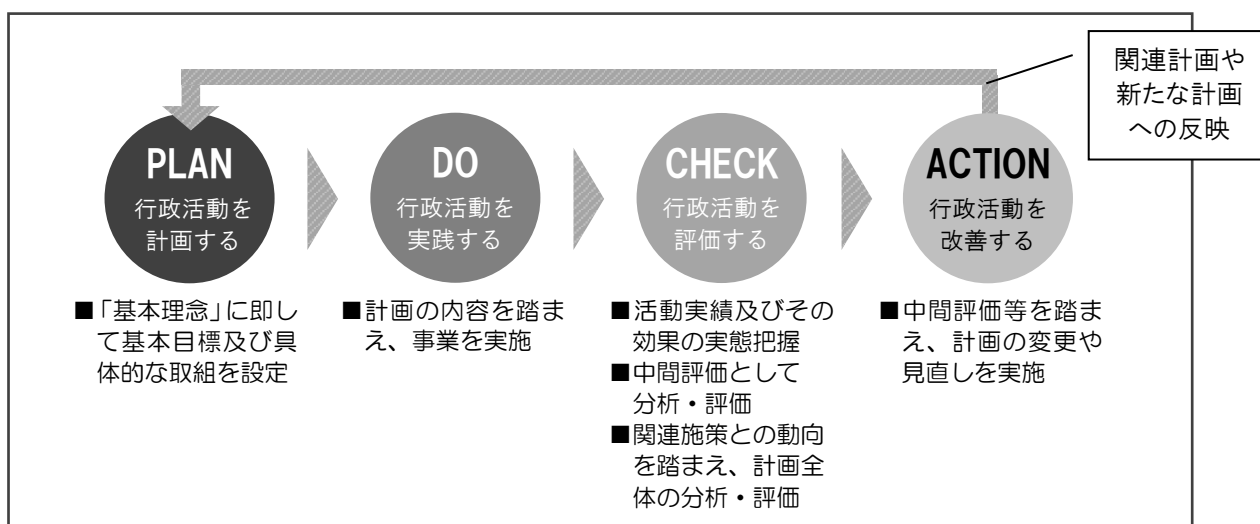
第5章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、「Plan（計画）→Do（実践）→Check（点検・評価）→Action（改善）」の PDCA サイクルに沿って、各事業の数値目標に対する達成状況及び進捗状況等について調査・分析し、それぞれの状況を的確に評価し、計画の見直し等、施策に反映させていきます。

計画の達成状況の点検及び評価等の進捗管理にあたっては、浜田市保健医療福祉協議会が各種施策の実施状況の把握・点検を行います。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



2 市民参画の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が重要となります。障がいのある人が地域で生活をするにあたっては、一人ひとりのニーズに合ったサービスが必要となるため、障がい者福祉に関係するボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

また、浜田市では、平成 30 年に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定し、施行しています。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に安心して生きることができるまちの実現を目指します。

3 関係機関の連携

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。